

小安地熱株式会社「かたつむり山発電所（仮称）設置計画 環境影響
評価準備書」に対する勧告について

令和３年１月２０日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、「かたつむり山発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書」について、小安地熱株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第４項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：秋田県湯沢市
原動力の種類：汽力（地熱）
出 力：１４，９９０ｋＷ

２．これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成３０年１２月 ７日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成３１年 ２月２２日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成３１年 ３月 ６日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和元年 ７月 ８日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和元年 ８月２６日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和元年１１月 ８日
経 済 産 業 大 臣 通 知 発 出	令和元年１２月２４日

＜環境影響評価準備書＞

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和２年 ７月 ７日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和２年 ８月２４日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和２年１２月１６日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和２年１２月２５日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和３年 １月２０日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査及び環境監視により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置については、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書に取りまとめ、公表すること。

(2) 国定公園における優良事例の形成について

本事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された栗駒国定公園の第 3 種特別地域に位置していることから、「国立・国定公園内の地熱開発の取扱いについて」の趣旨に沿った自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られた優良事例となるよう引き続き秋田県と十分に調整し、取組を講ずること。

(3) 補充井に関する環境配慮について

施設供用後、生産井又は還元井の機能が低下した場合には、新規掘削が必要となる可能性があることから、それに伴う環境影響が懸念される。したがって、生産井及び還元井については、できる限り長く井戸の安定的な利用を維持し、新規掘削を最小限にするとともに、新規掘削に伴う環境への影響を回避又は極力低減すること。

2. 各論

(1) 建設機械の稼働に係る騒音及び振動による影響

本事業の実施に伴う既存建物の解体工事が実施される時期において、対象事業実施区域の近傍に存在する一部の住居等における騒音及び振動の予測値が現況よりも大きく増加することとなっている。このため、防音シートの設置や低騒音・振動型の建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施するとともに、より騒音・振動の発生を低減できる工法の採用を検討することにより、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

(2) 温泉に係る影響

対象事業実施区域の周辺には温泉が位置しているが、本事業の実施による地熱発電に用いる蒸気・熱水と温泉との関係については、十分に解明されていない点もある。このため、温泉への影響の有無の確認方法を明確にし、温泉の温度・湧出量・成分に関する環境監視を継続的に実施すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、影響を回避する適切な措置を講ずること。

なお、環境監視の結果については、地元関係者に定期的に情報提供するとともに、本事業の実施による影響が確認された場合の対応について地元関係者と協議し認識の共有を図ること。

(3) 動物に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの繁殖が確認されており、当該区域の近隣でクマタカが営巣している場合、営巣期に本事業に係る工事を実施する際には、重大な影響が懸念される。このため、事後調査によりクマタカの繁殖状況について確認を行うとともに、営巣期における高利用域での工事の実施については、専門家の意見を踏まえ、工事時期の調整及びコンディショニング等の環境保全措置を適切に実施し、クマタカの繁殖への影響を十分に低減すること。また、工事の実施によるクマタカの繁殖への影響について、適切に事後調査を行い、クマタカの繁殖に重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 一部の坑井掘削及びトンネル掘削については夜間も工事が実施されることから、これら夜間工事の実施による動物への影響について、専門家へ意見を聴取するとともに、夜間照明や工事騒音による影響を最小化するための環境保全措置を確実に講ずることにより、夜間工事に伴う動物への影響を回避又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。